

1. 毒物劇物対策

現 状 等

- 毒物及び劇物の取扱については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に配置された毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- 平成 24 年度には、登録・届出施設 74, 189 施設のうち延べ 26, 764 施設(検査率 36. 1%)及び届出の不要な施設のうち 4, 655 施設、合計 31, 419 施設に対して立入検査を行った結果、2, 980 施設において違反を発見し(発見率 9. 5%)、これらに対し改善の指導を行った(参考資料 1「毒物劇物対策」(1)(2)(3)参照)。
- 平成 25 年 6 月の毒物及び劇物指定令等の一部改正により、新たに 4 物質が毒物に、1 物質が劇物に指定され、1 物質が劇物から除外されたことにより、現在、毒物 121 項目、劇物 378 項目が指定されている。
- 第 30 次地方制度調査会答申(平成 25 年 6 月 25 日)を受け、特定毒物研究者の許可に係る事務・権限については、都道府県から指定都市に移譲する方向で検討を進めることが閣議決定された(平成 25 年 12 月 20 日)。

都道府県で対応頂く事項(依頼)

- 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化については、平成 17 年 3 月、平成 19 年 9 月、平成 20 年 10 月及び平成 21 年 12 月の通知により、薬局・薬店や毒物劇物販売業者等に対し、爆発物の原料となり得る化学物質について、盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等、適切な管理と販売を徹底するようお願いしていたところであり、引続き貴管下事業者等への指導についてお願いしたい。
- 毒物劇物販売業等に立入検査を実施した結果、毒物及び劇物取締法違反を発見し、改善を指摘した事項については、再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより確実に改善されたことを確認するよう平成 15 年 2 月 28 日付通知「毒物劇物の適正な保

管管理等の徹底について」により通知しているところである。本件については年々違反改善の確認率が上昇しているところであるが、違反事業者に対する改善指導が確実なものとなるよう一層、指導をお願いしたい。

また、立入検査の達成度を測る指標として、違反改善率の数値が必要になる。本年も4月上旬を目途に、平成25年度に行った立入検査に係る違反改善率について調査依頼を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

- 特定毒物研究者の許可に係る事務・権限の都道府県から指定都市への移譲に関しては、必要な専門的知識、技術等の習得に向け、指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等についての調整を図るよう、協力をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（内線2426）、伊藤（内線2798）

2. 化学物質安全対策

（1）家庭用品安全対策

現 状 等

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」という。）に基づき、平成26年1月現在20物質が有害物質に指定され、家庭用品中の有害物質の含有量等について必要な基準（規制基準）が定められている。現在、特定芳香族アミンを生ずるおそれのあるアゾ染料について検討を行っているところである。検討内容の詳細については、厚生労働省のホームページ(※)を参照願いたい。

※<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000035248.html>

- 毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区において家庭用品の試買検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導を行っており、その結果について厚生労働省で取りまとめの上、情報提供を行っている。
- 消費生活用製品安全法に基づき、製造・輸入業者は、消費生活用製品による重大製品事故について、消費者庁への報告が義務付けられている。当該報告のうち、家庭用品規制法により措置すべきもの、すなわち製品に含有する化学物質が事故原因と考えられるものについては、消費者庁から厚生労働省に通知され、厚生労働省が公表等の措置を行う。厚生労働省に通知された重大製品事故については、都道府県、保健所設置市及び特別区への通知並びに厚生労働省ホームページ(※)への掲載等により重大

製品事故情報を公表するとともに、事業者への指導等の措置を行い、再発の予防に努めている。

※<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html>

また、消費者安全法に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、消費者事故等（重大な事故を含む）が発生した旨の情報を得た場合には、消費者庁へ報告することとなっている（参考資料 2（1）「家庭用品安全対策に係る行政の概要」参照）。

- 国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、家庭用品規制法に基づく規制基準を随時見直すこととしており、現在、上記のアゾ染料に加え、有機錫化合物試験の公定法の見直し等の検討を行っているところである。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 平成 26 年 3 月を目途に「平成 24 年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を各都道府県、保健所設置市及び特別区あて送付する予定である。さらに、例年同様、消費者啓発用のパンフレットを作成しているところであり、平成 26 年 4 月を目途に都道府県、保健所設置市及び特別区あて送付することを予定しているので、消費者への周知等一層の活用を図られるよう御協力をお願いしたい。
また同時に、厚生労働省のホームページ上にも掲載予定なので、啓発活動等に活用するようお願いしたい。
- 厚生労働省が公表した重大製品事故については、ホームページや広報誌等により住民への周知・啓発に努めるようお願いしたい。また、関係自治体には、被害の防止及び拡大の防止の観点から立入検査等必要な措置を行っていただくことがあるが、その際には御協力をお願いしたい（平成 19 年 5 月 11 日付け通知「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」）。
- 消費者事故等が発生した場合には、消費者事故等情報通知様式により消費者庁へ報告いただくこととなっているが、家庭用品の使用によると考えられる健康被害のうち、物質起因が疑われる被害等についての情報を入手した場合には、家庭用品被害報告書により化学物質安全対策室にも併せて報告をお願いしたい（平成 19 年 5 月 11 日付け通知「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」）。
- 化学物質の安全性を確保するための取り組みの達成度を測る指標として、家庭用品

試買等試験検査における違反率が必要になるので、平成 25 年度の状況を平成 26 年 3 月末までに報告をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（内線 2 4 2 6）、佐々木係長（内線 2 4 2 4）

（２）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

現 状 等

○ 化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、①特定の化学物質の環境への排出量等把握に関する措置、②事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに係る情報の提供に関する措置について定めた法律である。

○ 平成 20 年、化管法施行令の改正により、第一種指定化学物質（排出量・移動量の届出、化学物質等安全データシート（MSDS）交付が必要）を 354 物質から 462 物質に、第二種指定化学物質（MSDS 交付が必要）を 81 物質から 100 物質にするるとともに、対象業種として医療業を追加した。

また、第一種指定化学物質の排出量及び移動量については、事業者からの届出に基づき集計結果を公表している。

○ 化管法施行令の改正に伴い、平成 22 年 4 月に化管法施行規則が改正され、対応すべき化学物質の範囲及び届出書様式の変更（QR コードの導入等）が行われた。改正後の第一種指定化学物質の排出・移動量の把握は平成 22 年 4 月 1 日から実施されている。なお、本改正の詳細については経産省ホームページ（※）を参照されたい。

※http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei01.html

今後の取組

○ 平成 24 年度中の第一種指定化学物質の排出量及び移動量については、事業者からの届出に基づき集計し、厚生労働省の所管する業については平成 26 年 3 月末を目途に公表する予定である（全事業者については、経産省及び環境省より平成 26 年 3 月末に公表予定）。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 排出量及び移動量の把握・届出や政省令等の改正内容について、引き続き関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について御協力をお願いしたい。

担当者名 佐々木補佐（内線 2 9 1 0）

（３）室内空気汚染対策

現 状 等

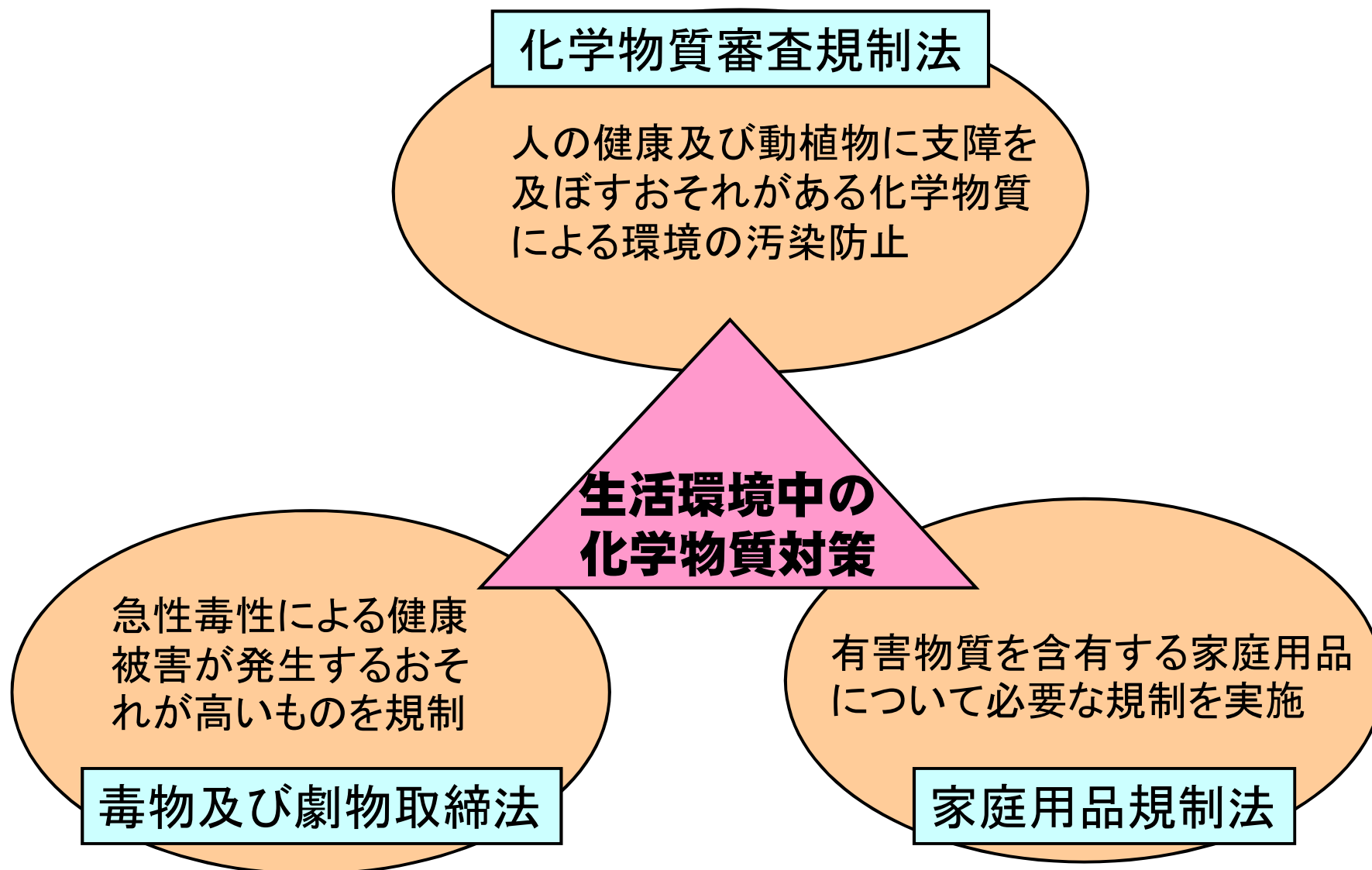
- 関係省庁間で連携・協力して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策等のシックハウス総合対策を図っているところであり、医薬食品局は室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 現在、国立医薬品食品衛生研究所において、室内の化学物質の発生源といわれている家具、日用品等の家庭用品について、揮発性有機化合物（VOC）の発生状況の調査及び室内環境汚染全国実態調査を実施している。
- 最近になって、指針値を定めた化学物質以外の代替物質による問題等が新たに指摘されていることなどから、平成 24 年 9 月にシックハウス問題検討会を再開し、室内濃度指針値の見直しを開始した。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 上記研究結果、検討会の検討状況等については、適宜情報提供を行っていく予定であるので、引き続き消費者からの相談等の対応に御協力をお願いしたい。

担当者名 古田専門官（内線 2 4 2 6）、佐々木係長（内線 2 4 2 4）

化学物質安全対策室の主な業務



我が国の主な化学物質関連関係法体系

有害性		曝露		労働環境		消費者		環境経由		排出・ストック汚染		廃棄		危機管理					
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法		労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	薬事法	家庭用品品質表示法	家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法（化審法）	化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	化学兵器禁止法
	長期毒性																		
生活環境（動植物を含む）への影響																			
オゾン層破壊性																			

毒物・劇物取締法

爆発物の原料となり得る劇物等の管理強化

平成16年12月

テロの未然防止に関する行動計画(※)を策定

平成17年 3月

爆発物の原料となりうる化学物質として、事件が頻発し問題となっている過酸化水素製剤や硝酸製剤について、薬局・薬店や毒物劇物の販売者等に対し、適切な管理と販売を行う旨の指導を行うよう、都道府県等に周知
これにより、盗難防止などの管理の徹底と、販売の際に不審な点が認められる者への販売自粛・警察への通報等が行われることとなった。

平成19年 5月

過酸化水素製剤等を薬局等より購入し、爆発物が製造される事件が発生
薬局から警察への通報が事件の発覚と被疑者の逮捕につながった。

平成19年 9月

爆発物の原料となりうる化学物質について適切な管理と販売を徹底するよう再周知

警察庁からのテロ対策強化への協力要請を受け、平成20年10月、平成21年12月にも同旨通知を发出

(※)テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)
(抄)

第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑨ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成16年度中に、通達により関係業界等に対し爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について
(平成21年12月2日付け医薬食品局総務課長等通知)

- 1 毒物、家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛。やむを得ず販売する際は、保管管理、廃棄の義務について説明の上で販売
- 2 保管管理、譲渡手続・交付制限の厳守
- 3 インターネット販売時、大量販売時の購入者の連絡先・使用目的の確認、不審者への販売差控え
- 4 盗難・紛失事件、不審動向について警察への届出

GHSについて(内容)

分類

「危険有害性の分類」: 物質または混合物の固有な危険有害性に着目

- ・物理化学的危険性(16種)
- ・健康に対する有害性(10種)
 - ・・・急性毒性、皮膚腐食性、眼刺激性 等
- ・環境に対する有害性(2種)

等についてそれぞれ段階別に区分する。

(各物質が「～の有害性は区分●●、
～の危険性は区分○○、～については区分外」というように分類される。

表示

分類結果に基づいて、ラベル表示等を行う。

(右の例参照。)

パラクレゾール

p-クレゾール 100%

(例)

UN No. 2076



危険

危険有害性情報

- ・飲み込む／皮膚に接触すると有毒
- ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
- ・臓器(中枢神経系、腎臓)の障害／(気道刺激性)呼吸器への刺激のおそれ
- ・長期または反復暴露による臓器(呼吸器、中枢神経系)の障害のおそれ
- ・水生生物に毒性

取扱注意

- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙
- ・取扱い後はよく手を洗うこと
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと
- ・保護手袋および保護眼鏡または保護面を着用すること
- ・環境への放出を避けること
- ・飲込んだ場合や眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること

毒劇法におけるGHS対応の状況(1)

GHS関連のJIS規格

1. JIS Z 7252:2009 (分類JIS)

GHSに基づく化学物質等の分類方法

2. JIS Z 7253:2012 (SDS及びラベルJIS) ※

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

※平成24年3月26日、下記の2つのJISを統合したJIS Z 7253:2012が公布された。

- ・JIS Z 7250:2010 (MSDS JIS)

化学物質等安全データシート(MSDS)ー内容及び項目の順序

- ・JIS Z 7251:2010 (ラベルJIS)

GHSに基づく化学物質等の表示

毒劇法におけるGHS対応の状況(2)

毒劇法におけるGHS対応

毒劇法とJIS Z 7253では、SDS・ラベルの要求項目が一部異なるため、明確化。

毒物及び劇物取締法 (ラベル)	JIS Z 7253 (ラベル)
	危険有害性を表す絵表示
	注意喚起語
	危険有害性情報
	注意書き
毒物又は劇物の名称 (法第12条第2項第1号)	化学品の名称
毒物又は劇物の成分 (法第12条第2項第2号)	
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) (規則第11条の6第1号)	供給者を特定する情報
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示 (法第12条第1項、第3項)	その他国内法令によって表示が求められる事項
毒物又は劇物の含量 (法第12条第2項第2号)	
厚生労働省令で定める毒物及び劇物について、その解毒剤の名称など (規則第11条の5、規則第11条の6第2号から第4号)	

毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の危険有害性情報の伝達等に係る留意事項について(通知)
(平成24年3月26日薬食化発0326第1号)

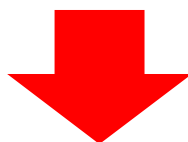
毒物及び劇物取締法 (SDS)	JIS Z 7253 (SDS)
情報を提供する毒物劇物営業者の氏名(名称)及び住所(所在地) (規則第13条の12第1号)	化学品及び会社情報
	危険有害性の要約
名称並びに成分及びその含量 (規則第13条の12第3号)	組成及び成分情報
応急措置 (規則第13条の12第4号)	応急措置
火災時の措置 (規則第13条の12第5号)	火災時の措置
漏出時の措置 (規則第13条の12第6号)	漏出時の措置
取扱い及び保管上の注意 (規則第13条の12第7号)	取扱い及び保管上の注意
暴露の防止及び保護のための措置 (規則第13条の12第8号)	ばく露防止及び保護措置
物理的及び化学的性質 (規則第13条の12第9号)	物理的及び化学的性質
安定性及び反応性 (規則第13条の12第10号)	安定性及び反応性
毒性に関する情報 (規則第13条の12第11号)	有害性情報
	環境影響情報
廃棄上の注意 (規則第13条の12第12号)	廃棄上の注意
輸送上の注意 (規則第13条の12第13号)	輸送上の注意
毒物又は劇物の別 (規則第13条の12第2号)	
	適用法令
	その他の情報

毒物及び劇物指定令の一部改正について

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が公布・施行された。
公布：平成25年6月28日
施行：除外については公布と同日、指定については平成25年7月15日
- 上記の改正により、新たに4物質が毒物に指定され、1物質が劇物に指定され、1物質が劇物から除外された結果、平成26年2月26日現在、毒物が121物質、劇物が378物質となっている。
- 新たに毒物又は劇物指定された物質については、経過措置として平成25年10月31日までの間、業登録、毒物劇物取扱責任者の設置、容器等への毒劇物に係る表示等についての猶予が認められていた。
- 指定・除外された物質のうち、農薬用品目である物質に関して、農薬用品目の一覧が掲げられている毒物及び劇物施行規則別表第1が併せて改正されている。
- 施行通知：平成25年6月28日付け薬食発0628第7号
「毒物及び劇物指定令の一部改正等について(通知)」

特定毒物研究者の許可（都道府県権限）の事務・権限の移譲について

- 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）を受け、特定毒物研究者の許可に係る事務・権限については、都道府県から指定都市に移譲する方向で検討を進めることが閣議決定された（平成25年12月20日）



- 特定毒物研究者の許可に係る道府県と指定都市との合同の立入検査の実施
○道府県による研修等の実施
○指定都市への引継ぎの準備を進めていただく 等
必要な専門的知識、技術等の習得に向けた都道府県と指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等についての調整を着実に実施。

家庭用品関係

特定芳香族アミンを生ずるおそれのある アゾ染料の規制の検討状況について(背景)

- アゾ染料は種類が豊富で安価であり、現在、世界で3000種類以上が使用されているとされている。
- アゾ染料の一部は皮膚表面や腸内の細菌、肝臓等で還元分解され、発がん性またはそのおそれが指摘されている特定芳香族アミンを生成する可能性がある。
- 1994年にドイツにおいて、皮膚と長時間接触する繊維製品に対しての特定のアゾ染料の使用が世界で初めて禁止された。その後、EU、中国、韓国等において、アゾ染料の規制がなされた。
- 2008年度及び2011年度に、繊維製品及び革製品を対象とし国内実態調査を行った結果、ランチョンマット、ショール、マルチカバー、シーツ、革細工用端切れから、EUの基準値(30 µg/g)を超える特定芳香族アミンが検出された。
- これらの国際的な規制の状況や国内での実態を踏まえ、日本においても、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、アゾ染料の規制について検討しているところである。

特定芳香族アミンを生ずるおそれのある アゾ染料の規制の検討状況について(規制案)

- 規制対象物質(案)

特定芳香族アミン24物質※を生ずるおそれのあるアゾ染料

※EUでの規制対象物質22物質に2,4-キシリジン及び2,6-キシリジンを追加。

- 基準値(案)

30 µg/g 以下

- 試験方法(案)

EUの試験法をベースに作成。

- 規制対象製品(案)

- ① 繊維製品

おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床しきもの、テーブル掛け、えり飾り並びにタオル、バスマット及び関連製品

- ② 革製品(毛皮製品を含む。)

下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物